

平成 25 年 11 月 18 日
教育委員会生涯学習課

大淀川学習館の指定管理者候補者の選定について

大淀川学習館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成 25 年 12 月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体等の名称

公益財団法人宮崎文化振興協会

(2) 代表者名

理事長 田原 健二

(3) 主たる事務所の所在地

宮崎市宮崎駅東一丁目 2 番地 2

(4) 設立年月日

昭和 62 年 3 月 20 日

(5) 設立目的

学術及び科学技術、文化及び芸術の振興を図り、豊かな人間性と創造性を備えた人材の育成と文化の香り豊かなまちづくりに寄与する。

(6) 事業概要

- ・ 科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発
- ・ 歴史、民俗、神話等に関する知識の普及及び啓発
- ・ 河川及びその周辺の自然、歴史、生活文化等に関する知識の普及及び啓発
- ・ 文化、市民活動の促進及び公共サービスの向上に関する事業
- ・ 教育文化施設の管理運営に関する事業
- ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(7) 資本金又は基本財産

30,000,000 円

(8) 従業員数

75 人

2. 指定期間（予定）

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで（3 年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

- ① 施設名 大淀川学習館

- ② 所在地 宮崎市下北方町 5348 番地 1
- ③ 施設規模等 建築面積 1,742.35 平方メートル
延床面積 2,720.04 平方メートル

(2) 業務概要

- ① 河川及びその周辺の自然、歴史、文化等に関する資料（以下「資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及び公開すること。
- ② 河川及び資料に関する専門的な調査及び研究を行うこと。
- ③ 河川及び資料に関する講演会及び講習会等を開催し、並びにその奨励を行うこと。
- ④ 前 3 号に掲げるもののほか、大淀川学習館の設置目的の達成に必要なこと。

(3) 現在の管理方法

指定管理者 公益財団法人宮崎文化振興協会

（平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）

4. 事業計画の概要

(1) 管理運営の基本姿勢

- ・ 明日を担う子どもたちに、大淀川の自然体験などを通して、河川環境に対する意識の啓発を図るとともに、郷土を愛する心を培う。
- ・ 地域に愛され、宮崎の人づくり・まちづくりに貢献する。
- ・ 関係法令を遵守し、利用者に公平・公正なサービスを提供する。

(2) 利用者サービスの向上、利用促進についての考え方等

- ・ 体験参加型企画の推進
- ・ 人的ネットワークの積極的・効果的活用
- ・ 遊具を備えたキッズコーナーの新設等、子育て世代の利用促進

(3) 安心、安全面の考え方等

- ・ 施設、展示物等の管理の徹底
- ・ 自然災害・不審者の対応マニュアルに沿った訓練の実施

(4) 管理運営体制

- ・ 館長以下 11 名

(5) 個人情報保護の考え方等

- ・ 個人情報保護規程等の遵守
- ・ 顧問弁護士による研修の実施及びデータ等管理の徹底

5. 収支計画の概要

■収入

(単位：千円)

項目	26年度	27年度	28年度	3カ年合計
指定管理料	79,400	79,400	79,400	238,200
利用料金	0	0	0	0
その他	252	252	252	756
収入合計	79,652	79,652	79,652	238,956

■支出

(単位：千円)

項目	26年度	27年度	28年度	3カ年合計
人件費	29,570	29,670	29,772	89,012
旅費	177	177	177	531
需用費	15,640	15,760	15,658	47,058
役務費	1,254	1,254	1,254	3,762
委託料	28,853	28,633	28,633	86,119
使用料	1,103	1,103	1,103	3,309
その他	3,055	3,055	3,055	9,165
支出合計	79,652	79,652	79,652	238,956

※ 上記の収支計画は、現行の消費税率に基づき、指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、最終的な収支計画（指定管理料を含む。）は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、指定管理業務の期間に応じて適用される消費税率に基づいて決定します。

6. 選定結果の概要

(1) 非公募の概況

① 応募団体

公益財団法人宮崎文化振興協会

② 募集日程

要項及び申請書類様式の配布	平成25年7月16日
質疑の受付	平成25年7月16日～8月16日
質疑の回答	随時
提出書類の提出期限	平成25年9月13日
書類審査等	平成25年9月16日～10月16日
ヒアリングの実施	平成25年10月16日

(2) 宮崎市教育委員会指定管理者候補者選定委員会

(敬称略)

	役 職 等
委員長	教育局長
委 員	宮崎市社会教育委員
〃	宮崎市文化財審議会委員
〃	宮崎大学教授
〃	宮崎公立大学准教授
〃	みやぎん経済研究所職員
〃	企画総務課長
〃	学校教育課長
〃	生涯学習課長
〃	文化財課長

(3) 選定の概況

ア 選定理由（非公募理由）

宮崎市教育委員会指定管理者候補者選定委員会において、「宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」で定める基準に基づき、非公募で行うことについて審議し、決定した。

【非公募理由】

<非公募の要件>

専門的かつ高度な技術、ノウハウなどを有する特定の団体を指定することが適切な施設の管理運営に資すると認められる場合

- ①「宮崎市教育ビジョン」（宮崎市教育振興基本計画）の「2-5 学習関連施設の充実」において、宮崎科学技術館や大淀川学習館等の「学習施設が日常の学習の窓口となり、子どもたちの自主的・積極的な学習活動をサポートできる環境づくりに取り組む」としている。そのためには、理科分野の教育課程と整合があるイベントの開催や展示物企画が求められ、学習指導要領を熟知した指導主事の両館への派遣が必要である。しかし、指導主事を派遣できるのは公益法人のみである（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律）ため、本件指定管理者は公益法人でなければならない。
- ②大淀川学習館には理科分野の専門的な技術と知識が必要であり、上記ビジョンにより、市教委の所管事業である「施設学習支援事業」を実施するに当たり、市教委との常に連携がとれる信頼関係が必要となる。

上記の要件を満たす団体は（公財）宮崎文化振興協会のみであり、非公募とすることが適当である。

<非公募の要件>

その他公募を行わないことについて合理的な理由があると認められる場合

①「里山の楽校」復元事業

大淀川学習館に隣接する下北方浄水場の拡張工事が進められており、「里山の楽校」やビオトープが工事対象地域となっている。「里山の楽校」等の復元方法等について、当館に派遣されている指導主事が主体となって数年来、上下水道局と協議を重ねてきており、指定管理者が変更となって指導主事が派遣できなくなった場合、協議の中断や計画内容の変更が生じ、里山の復元と浄水場拡張工事に重大な影響を及ぼすおそれがある。

②宮崎文化振興協会の設立目的と実績

当法人は、宮崎科学技術館等文化施設の管理運営を目的として、本市及び周辺自治体が出捐金を拠出し昭和62年3月に設立した団体であり、本市教育ビジョンの現場司令塔として、管理運営実績も申し分ない。

また、申請者からの応募書類及びヒアリングをもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」で定める基準により、総合的に審査を行った結果、基準をみたしていると認められたため、指定管理者候補者に選定した。

イ 審査結果一覧

合計点が基準点である6割を達したため、指定管理者候補者として適格とみなした。

選定基準	配点	計
1. 住民の平等な利用の確保	200	154
2. 施設の効用を最大限に発揮する事業計画	650	489
3. 経費の縮減	300	204
4. 事業計画に沿った管理を行うための十分な物的能力と人的能力	550	408
5. 安全管理	200	140
6. 環境保護及び障がい者の雇用等	100	79
合計	2,000	1,474